枚方市より ろう者への対応について医療機関の皆様へお願いです。

「手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例」が令和3年3月に施行されました。

条例において、ろう者が利用しやすいサービスの提供に努めることとされています。 本市では、「手話通訳者派遣事業」や「遠隔手話通訳サービス」を実施していますので、受診の際、ろう者に手話通訳者が同行することや、遠隔手話通訳を通じての受診にご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

①手話通訳者派遣



①手話通訳者が同行する手話通訳

②手話通訳者が同行せず、ろう者が所有のスマートフォンなど端末機器を利用した ビデオ通話による手話通訳



※他に「電話リレーサービス」事業〈総務省のリーフレット参照〉もあります。

講演会等で手話通訳を必要とする場合(有償)は下記にお問い合わせください。

枚方市 健康福祉部 福祉事務所 障害福祉担当 〒573-8666大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号

TEL: 072-841-1221 内3339 FAX: 072-841-5123 メール: shogaif@city.hirakata.osaka.jp

ろう者はこんな時に困っています。

- ①「食間」の意味がわからず、食事をしている最中に薬を飲んだ。 「処方箋」の意味がわからず、処方箋をごみ箱に捨てた。
 - ⇒ 日本語の文章は読めても、意味を正確に理解できていない 場合があります。
- ②順番で、名前や番号を呼ばれても、聞こえずわからない。
 - ⇒ 直接声をかけてもらうか振動型の呼び出し器があるとよい。
- ③マスクをしていると医師・看護師の言っていることがわからない。 体の痛む場所や痛みの度合いが医師に伝わらない。
 - ⇒ 視覚的にわかりやすいもの(絵・図・写真など)を指さしてもらう とわかりやすい。

コミュニケーションボード〈参考例〉

